ケアマネジメントに関する留意事項

１．軽度者に係る福祉用具貸与（例外給付）の取扱いについて

軽度者に係る福祉用具貸与の取扱いについては、様々な疾病、その他の原因等によって厚生労働省の示した状態像に該当する方々の利用が想定されており、軽度者においてこれらの状態像に該当する方は、比較的少数であると考えられています。

したがって、軽度者に係る福祉用具貸与の取扱いについては、あくまで例外的措置であるという原則をもとに、以下の手順により利用者の状態像及び当該福祉用具貸与の**必要性**を慎重に精査し、適切なマネジメントに基づき給付を行う必要があります。

（１）例外的に算定が可能な場合について

（基本調査の結果でケアマネジャーが判断できる場合）

上記の福祉用具においては、軽度者に係る福祉用具貸与費について原則算定できませんが、利用者等告示第３１号のイ「別表１」で定める状態像に該当する者については、軽度者であっても例外的に算定が可能であり、その判断については、次のとおりとされています。

①原則として次の表（別表１）の定めるところにより、**認定調査票のうち基本調査の直近の結果を用い、その要否を判断します。**

②調査の直近の結果が、それぞれの福祉用具ごとに定められている結果に該当する場合

福祉用具の貸与が可能となります。サービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントにより要否を判断してください。（確認申請書の提出は不要です。）確認に用いた調査票は保存し、利用者の同意を得て貸与事業者に、基本調査票の確認が必要な部分の写しを渡してください。

別表１

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ（利用者等告示第 31 号のイ）	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア）車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 （１）日常的に歩行が困難な者	基本調査１－7【歩行】 「３．できない」
	（２）日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	―（※１）
イ）特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 （１）日常的に起き上がりが困難な者	基本調査１－４【起き上がり】 「３．できない」
	（２）日常的に寝返りが困難な者	基本調査１－３　【寝返り】 「３．できない」

ウ）床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査１－３ 【寝返り】 「３．できない」
エ）認知症老人徘徊感知機器	次の**いずれにも**該当する者 （１）意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査３－１【意志の伝達】 「２．ときどき伝達できる」・「３．ほとんど伝達できない」・「４．できない」のいずれか等
	（２）移動において全介助を必要としない者	基本調査２－２「４．全介助」以外
オ）移動用リフト（つり具の部分を除く）	次のいずれかに該当する者 （１）日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査１－８「３．できない」
	（２）移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査 ２－１「３．一部介助」又は「４．全介助」
	（３）生活環境において段差の解消が必要と認められる者	― **（※２）**
カ）自動排泄処理装置	次の**いずれにも**該当する者 （１）排便が全介助を必要とする者	基本調査 ２－６「４．全介助」
	（２）移乗が全介助を必要とする者	基本調査 ２－１「４．全介助」

※アの（２）「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」（※１）及びオの（３）「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」（※２）については、該当する基本調査結果がないため、主治医から得た情報及びサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、ケアマネジャーが判断してください。

また、ケアマネジメントにより「車いす及び車いす付属品」及び「移動用リフト」を例外給付の申請をせず貸与されている場合は、貸与の必要性がケアマネジメントを通して判断できているかを確認するため、毎年度実施している福祉用具貸与調査の対象者として抽出し、訪問調査を行う予定としていますので、日程調整等のご協力をよろしくお願い致します。

【必要性の検証】

福祉用具貸与の実施後、ケアマネジャーはモニタリング（月１回以上）、予防プランの目標達成状況の評価又は必要に応じて随時サービス担当者会議を開催する等の手段によって、当該福祉用具の必要性を検証し、その結果を記録しなければなりません。（これらの取扱いは、通常の福祉用具貸与の場合も同様です。）

【再提出が必要な場合】

なお、利用者の状態像の変化に応じたモニタリング等の結果、種目の追加や変更が必要な場合、あらためて確認依頼の申請の手続き等必要な対応をとる必要があります。また、下記の場合、サービス担当者会議の開催等により専門的な見地からの意見を求め、居宅（介護予防）サービス計画の変更の必要性について検討することとされていることから、少なくともこの時点であらためて一連の確認行為等を行い、確認申請書の再提出を行ってください。

① 要介護（要支援）更新認定時

② 要介護（要支援）状態区分の変更申請時

上記内容については、令和４年度、令和７年度実施の集団指導で配布した「軽度者に係る福祉用具貸与（例外給付）の取り扱いについて」から抜粋した内容になります。申請書等の様式についても市ホームページに掲載しておりますので、判断に迷う場合は確認、保険者へ連絡をお願いします。

２．福祉用具購入・貸与訪問調査について

福祉用具貸与訪問調査については、国保連合会の帳票や給付実績等を基に対象者を抽出し、利用者宅にて本人とケアマネジャーから聞き取りを行っていますが、利用者、ケアマネジャー、保険者のスケジュール調整が困難という課題もありました。

令和７年度の集団指導で、今後は従来の調査と合わせて住宅改修での施工前現地確認時に、福祉用具の購入・貸与調査にも協力してもらいたいことをお伝えし、２名の利用者に対して実施することができました。令和８年度以降も継続してこの方法でも訪問調査を実施していきたいと考えていますので、ご協力をよろしくお願いします。

（実施方法）

① 国保連合会の帳票、例外給付対象福祉用具利用者を抽出し訪問調査を実施。

・利用者、ケアマネジャー、保険者でスケジュール調整し訪問調査を行います。訪問調査前日までに直近のケアプラン及びアセスメント資料の写しを提供ください。

②住宅改修の日程調整の際に、福祉用具購入・貸与がある利用者は訪問調査が合わせてできないか確認させてもらいます。

・訪問調査ができる → 現地立ち合い日の前日までに、直近のケアプラン及びアセスメント資料の写しを提供ください。前日までの提供が難しい場合は、当日現地で提供ください。

３．短期入所サービスの長期利用について

（１）短期入所の利用日数が要介護認定期間のおおむね半数を超える場合の取扱いについて

居宅介護支援の具体的取扱方針では、在宅生活の維持の観点から、居宅サービス計画において、短期入所サービスの利用日数が、認定有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならないとされています。また、介護報酬では３０日を連続算定日数の上限としており、31日目の利用は全額利用者負担となります。自費利用を挟み同一事業所を連続して利用する場合や、一旦自宅へ帰宅して、翌日から利用を再開する場合も連続利用とみなします。

利用者の心身の状況及び本人、家族の意向を評価した上で、特に必要と認められるケースにより（例：介護施設入所待ち・様々な理由で居宅において十分な介護を受けることができない等）、やむを得ず認定期間の半数を超えた利用をプランに位置付ける場合は、関係資料を提出してください。

（２）理由書の提出が必要となる場合

認定の有効期間のおおむね半数を超える場合

（３）提出する時期

パターン①

アセスメントにより恒常的に連続利用が必要と判断したとき

パターン②

認定期間の概ね半数を超えそうになると判断したとき

パターン③

すでに長期利用しており、計画の見直し時期において長期利用を更に継続するとき

（４）提出書類

① 認定期間の半数を超える短期入所サービスの長期利用に関する理由書

② 基本情報、アセスメント書類

③ 居宅サービス計画書第１表～ ３ 表

④ サービス担当者会議の要点

⑤ 支援経過記録

※添付資料には、ケアマネジャーとして短期入所サービスの長期利用の必要性が検討され、根拠づけた部分にマーカーを引いてください。